

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 書 局  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 訓 令

|                           |       |   |
|---------------------------|-------|---|
| ○北海道公印規程の一部を改正する訓令.....   | (文書課) | 1 |
| ○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... | (文書課) | 1 |

## 訓 令

### 北海道訓令第1号

本 庁  
出 先 機 関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年2月10日

北海道知事 鈴木直道

北海道公印規程の一部を改正する訓令

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「登録公印（特殊専用公印（他の課等に備え置くものを除く。）を除く。）」を「公印」に改め、「に当該文書に係る別記第2号様式の2の公印審査票」及び「（以下「紙決裁」という。）」を削り、「あっては、」の次に「押印すべき文書及び」を加え、「添えて」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「（公印審査票が添えられている場合にあっては、当該文書に係る公印審査票及び決定書）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「登録公印」の次に「（特殊専用公印（他の課等に備え置くものを除く。）を除く。）」を加え、同項を同条第3項とする。

第12条中「公印審査票又は」を削り、「前条第3項」を「前条第2項」に改める。  
別記第2号様式の2を削る。

### 附 則

この訓令は、令和4年2月14日から施行する。

### 北海道訓令第2号

本 庁  
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年2月10日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

目次及び第2章の章名中「収受及び配布」を「処理等」に改める。

第8条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「文書主任又は事務担当者は、第1項又は前項の規定により収受した」を「主務課に直接到達した文書及び課を置かない出先機関に到達した」に、「を次に」を「は、次に」に、「収受番号の記入に限る」を「収受番号の記入に限るものとし、同号エの電子署名の検証を除く」に改め、同項第1号に次のように加える。

エ 特定情報システムにより受信した文書で電子署名が付与されているものは、当該電子署名の検証を行った後にアからウまでの処理を行うこと。

第8条第3項を同条第1項とし、同条第4項中「前項第1号及び」を「前項第1号（エを除く。）及び」に改め、「で2回目以後に収受するものについて」を削り、「前項第1号イ」を「同項第1号イ」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第1項第1号（エを除く。）」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条を次のように改める。

### 第10条 削除

第11条中「事務担当者は、登録済文書の配布を受けたとき、又は必要があるとき」を「総合文書管理システムにより収受登録を行った文書（以下「登録済文書」という。）」に、「その文書の」を「その」に改める。

第12条の見出し中「収受」を「処理」に改め、同条中「前2条」を「前条」に改める。

第13条第1項中「軽易文書の配布若しくは決定を要しない文書の回付を受けたとき、又は主管の事務に関する資料を得たとき」を「登録済文書のうち決定を要しないもの、総合文書管理システムによる収受登録を省略した文書及びそれら以外の他から入手した主管の事務に関する資料」に改める。

第24条第3項中「で2回目以後に決定を受けるものについて」を削り、同条第7項中「で2回目以後に決定を受けたもの」を削る。

第41条を次のように改める。

### 第41条 削除

第58条第1項中「第60条第1項」を「第60条第2項」に改め、同条第2項中「第60条第2項」を「第60条第3項」に改める。

第60条第2項中「第41条第3項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第41条第3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

別記第10号様式中「（全 分冊）」を削る。

[illegible]

を

[illegible]

1

別記第12号様式中「（全 分冊）」及び「バーコード出力部分」を削る。

別記第13号様式中「（全 分冊）」及び「バーコード出力部分」を削る。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和4年2月14日から施行する。
  - 2 この訓令の施行の日前に報告し、又は起案した文書に係る簿冊への登録については、なお従前の例による。
-